公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算 が配当されることを条件とするものです。

令和4年1月14日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

三軒茶屋駅周辺におけるまちづくり推進体制の構築検討業務委託

(2) 目的

世田谷区では、現在三軒茶屋駅周辺で検討が進められている『三茶のミライ(三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画)』(以下、「三茶のミライ」という。)で描く9つの未来像実現に向けて、共に理解し、協力しながら様々な立場で役割を担って、多様な主体の連携による新たな関係性を築くため、まちづくりを進めるための仕組みづくりをはじめとしたまちづくり推進体制の構築に向け社会実験を中心とした身近な活動を行いながら、参加と協働による持続可能なまちづくりに取り組んでいる。参加と協働による持続可能なまちづくりを推進するためには、まちづくりの担い手の連携や新規活動者の継続的な参加が重要である。

本業務委託は、新たなまちづくりの担い手やまちづくり支援組織の育成のため、令和元年度から実施してきた、まちづくり会議を継続・発展させ開催する。あわせて、社会実験を中心とした区民・事業等など多用な主体と連携した身近な活動や公共施設等の地域資源の利活用など、三茶のミライで示す9つの未来像実現のための取り組みを推進し、まちづくりの気運と熟度を高めていくことを目的とする。

令和4年度は、まちづくり推進体制の構築を念頭に、既に取り組み出している道路 空間を活用した滞留空間の創出や商店街等と連携した清掃活動などの身近な活動を 発展させる。あわせて、将来のまちづくりの担い手となり得る区民等を中心とした参 加者が、お互いに対話することで新たなアイディアが生まれ、参加者同士による新し いコミュニティが形成される等のマッチングや新たなまちの動きなどの情報共有、地 域内外に対してまちの魅力を発信するなど気運の醸成を図る。

そして、令和5年度以降は、参加と協働による持続可能なまちづくりを推進していくため、三軒茶屋駅周辺におけるまちづくりの担い手が育ち繋がる仕組みを支える組織(以下、「まちづくり支援組織」という。)の構築に向けた検討を具体的に進めていく。

まちづくり推進体制 まちづくりの担い手 まちづくり活動 への支援・助言 学識経験者や 行政的 地元有識者な どの専門家 担い手が育ち 意見交換 繋がる仕組み (まちづくり会議の発展) 報告 づくりを推進するため 様々なまちづくりの担 ハ手同士のマッチング、人 材育成、情報共有・発信と 参加行政的支援 運営 まちづくり 承 世田谷区 支援組織

(3) 対象区域

三軒茶屋駅周辺(【別紙1】 対象区域図参照)

(4) 業務委託の内容(令和4年度)

①社会実験等の実施

区が区民・事業者等と連携した活気に資する公共空間の活用及び維持・美化等に係る社会実験を1回以上実施する。業務内容には、会場確保などの事前準備から、 当日の運営、実験の検証等を含む。

なお、実施内容の詳細については委託者との協議のうえ決定する。

②まちづくり会議の運営支援

まちづくりの担い手や団体間の連携につながるマッチングやまちづくりの情報共有等を目的とするまちづくり会議を継続して2回程度開催する。会議の内容は受託者と協議の上決定するものとする。

開催方法については、対面式を基本とするが、コロナ禍の状況を踏まえ必要に応じて Zoom、RemoConference 等の WEB 会議の仕組みを用いた非対面型での会議の開催や会議後に、YouTube 等の WEB 配信の仕組みを用いて会議の内容を配信する。尚、WEB の仕組みを用いた会議や配信に必要となる機材、回線及びシステム使用料は受託者が用意すること。

会議開催にあたり、開催チラシおよび会議記録を各回作成する。

③まちづくり推進体制の構築に係る各種検討

まちづくり推進体制の構築を令和8年度末までに目指しており、その設立に向けたスケジュールや、まちづくり支援組織、まちづくりの担い手、区の役割等、今後検討すべき事項を整理する。

④まちの魅力発信支援

三茶のミライや令和4年度実施する社会実験、その他三軒茶屋駅周辺の魅力や各種街のイベント並びに今後の官民連携の取り組みをSNSツール等を使って発信するため、アカウントの作成及び管理を行う。

- ⑤広報紙(まちづくりニュース)の作成 本業務で実施した事案について、広報紙の作成を行う。作成するデータ形式は別 途区が指定する。
- ⑥その他関係者との協議等の資料作成 その他関係者との協議等に必要な資料の作成。会議体については、庁内会議(4 回程度)、学識経験者等を中心とした会議(2回程度)を想定する。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月12日(水)まで(単年度契約)

- ※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が 区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。
- (6) 推進体制構築へ向けたスケジュール及び検討内容(予定)

※令和7年度以降の業務委託については、再度プロポーザルを実施し委託者を決定する。

761 11 11 1 1 2	CSAMO 未初女 LIC JV CIG、 TIQ J F AV J / V E 大旭 U 女 LIC E E N C J i
令和4年度	社会実験の実施、まちづくり会議の開催、
	まちづくり推進体制の構築に係る各種検討、
	まちの魅力発信支援、広報誌の作成
令和5年度	社会実験の実施、まちづくり会議の開催、
	まちづくり推進体制の構築に係る各種検討、
	まちの魅力発信支援、広報誌の作成、
	WEB版プラットフォームの構築
令和6年度	社会実験の実施、まちづくり会議の開催、
	まちづくり推進体制案作成、
	まちの魅力発信支援、広報誌の作成、
	WEB版プラットフォームの運営
令和7年度	社会実験の実施、まちづくり会議の開催、
	まちづくり推進体制に係る各種支援、
	まちの魅力発信支援、広報誌の作成、
	WEB版プラットフォームの運営、
	三茶のミライの更新(推進体制構築外業務)
令和8年度	社会実験の実施、まちづくり会議の開催、
	まちづくり推進体制に係る各種支援、
	まちの魅力発信支援、広報誌の作成、
	WEB版プラットフォームの運営、
	まちづくり推進体制の構築、
	三茶のミライの更新 (推進体制構築外業務)

- 2. プロポーザルに参加できる者の資格 参加表明書の提出日を基準日として、以下の全ての項目に該当すること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同条の11 第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項 による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通 関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始 申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事 再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成24年度以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること 【同種業務】
 - ・官民連携プラットフォームを構築、運営した実績 ※発注者は官民問わない。

【類似業務】

- ・他自治体における、エリアマネジメントに関する推進・営業支援等に関する業務 (方法・手段の検討含む)
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- 3. 提案書の提出者を選定するための基準 本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 4. 提案書の評価基準
- (1)一次審査(書類審査)
 - ①基本事項
 - ②技術者の業務実績
 - ③業務実施体制
 - ④特定テーマに対する提案
 - ⑤業務実施方針
- (2) 二次審査 (ヒアリング)
 - ①専門性と技術力
 - ②取り組み姿勢
 - ③コミュニケーション力

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷総合支所街づくり課(担当:河合、高澤、浦田)

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21-27 (世田谷区役所第1庁舎)

電話:03(5432)2872 FAX:03(5432)3055

E-mail: SEA02202@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 令和4年1月14日(金)から令和4年1月28日(金)まで
 - ② 交付場所及び方法
 - ・世田谷区ホームページよりダウンロード

 トップページ
 →
 住まい・街づくり・環境
 →
 街づくり
 →

 各総合支所の街づくり
 →
 世田谷総合支所管内の街づくり

- ・世田谷総合支所街づくり課にて窓口配布(土日を除く午前8時30分から午後5時まで)
- (3) 参加表明書の提出
 - ①期間 令和4年1月17日(月)から令和4年1月28日(金)午後5時まで (必着)
 - ②場所 上記(1)に同じ
 - ③方法 持参(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送 (宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)
- (4) 質問書の受付及び回答
 - ①期間 令和4年1月17日(月)から令和4年2月3日(木)午後5時まで(必着)
 - ②方法 世田谷総合支所街づくり課宛に電子メールにより提出。 街づくり課 e-mail SEA02202@mb.city.setagaya.tokyo.jp ・電話での質問には応じない。
 - ③回答方法

参加資格が確認できた者からの提案書に関する質問事項について取りまとめの上、令和4年2月10日(木)午後5時までに参加者全員に電子メールにて回答する。

- (5) 提案書等の提出日、提出場所及び方法
 - ①期間 令和4年2月10日(木)から令和4年3月1日(火)午後5時まで(必着)
 - ②場所 上記(1)に同じ
 - ③ 方法 持参(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送 (宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)
- 6. その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金:免除

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との 随意契約により締結する予定の有無:無
- (5) 当該業務に係る予算が成立し予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号又は名称並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は「三軒茶屋駅周辺におけるまちづくり推進体制の構築検討業務委託プロポーザル説明書」による。



: 対象区域

(別途、三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針の三軒茶屋駅周辺の機能イメージ及び三 茶のミライのまちの空間デザインのポイントイメージを参照すること)

世田谷区ホームページよりダウンロード

空間デザインのポイントイメージ

トップページ → くらしのガイド → 住まい・街づくり・環境

街づくり → 各総合支所街づくり →

|(仮称)「三茶のミライ(三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画)」(素案)の意見募集に

ついて(募集は終了しました)

機能イメージ

トップページ → くらしのガイド → 住まい・街づくり・環境 街づくり → 各総合支所街づくり → 三軒茶屋駅周辺のまちづくり